令和８年１月１５日

お客さま各位

ひまわり信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者への
振込制限について（不正送金対策の強化）

平素より、ひまわり信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングによる不正送金事犯をはじめ、特殊詐欺やＳＮＳ型投資詐欺等の被害金が、暗号資産交換業者・資金移動業者の金融機関口座に送金される事案が多発していることから、金融庁および警察庁から被害防止対策強化について要請を受けています。

このような情勢を踏まえ、当金庫では、詐欺被害防止の観点およびお客さまの大切な財産をお守りするため、暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みに際し、支払口座名義人（法人口座を含む）と振込依頼人名が異なるお振込については、お振込みを制限させていただく場合がございます。

また、店頭での暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みの際は、お客さまが詐欺被害に遭われていないかの確認として、お振込みの理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等の提出を求めさせていただく場合がございます。

お客さまには、ご不便をおかけしますが、お客さまの保護および不正送金防止ための取り組みとなりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【支払口座名義と振込依頼人名が異なるお振込の具体例】

支払口座名義（振込依頼人）	振込依頼人名（振込名義人）	振込可否
ヒマワリ　タロウ	ヒマワリ　タロウ	振込可
	12345　ヒマワリ　タロウ	
	ヒマワリ　ハナコ	振込不可
	ＨＩＭＡＷＡＲＩ　ＴＡＲＯ	

※通常の投資目的等で暗号資産交換業者へのお振込みや、通常のお取引に伴う資金移動業者へのお振込みをすべて禁止するものではありません。

以　上

街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫